8　法第六十八条の九十三の四第十項第二号ロに規定する政令で定める金額は、同号ロの他の外国法人の各事業年度の適用対象金額（特殊関係株主等である連結法人の同号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度（以下この項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別課税対象金額に係るものに限る。）又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である連結法人の前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別部分課税対象金額に係るものに限る。）につき、第三十九条の百十九第十項の規定の例により計算した金額とする。

9　法第六十八条の九十三の四第十二項において準用する法第六十八条の九十二第六項の規定の適用に関する事項については、第三十九条の百十九第十一項において準用する同条第四項から第六項までの規定の例による。

第三十九条の百二十の七第二項中「第六十八条の九十三の四第三項第二号」を「第六十八条の九十三の四第四項第二号」に、「特定外国法人」を「同号の外国法人」に改め、「前十年以内の各連結事業年度」の下に「（以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）」を加え、「同号に規定する個別課税対象金額」を「個別課税対象金額（特殊関係株主等である連結法人の前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別部分課税対象金額に係るものに限る。）」を加え、「第三十九条の百十九第二項」を「第三十九条の百十九第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十八条の九十三の四第三項第一号」を「第六十八条の九十三の四第四項第一号」に、「に規定する特定外国法人（次項において「特定外国法人」という。）」を「の外国法人」に改め、「連結事業年度」の下に「（以下この項において「配当連結事業年度」という。）」を加え、「同号に規定する個別課税対象金額」を「個別課税対象金額（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「限る。）」の下に「又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別部分課税対象金額（法第六十八条の九十三の二第四項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）」を加え、「第三十九条の百十九第一項」を「第三十九条の百十九第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第三十九条の百二十の八とする。

第三十九条の百十九第一項の規定は、特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法第六十八条の九十三の四第一項に規定する剰余金の配当等の額をいう。第五項及び第六項において同じ。）がある場合における法第六十八条の九十三の四第一項から第三項までの規定の適用について準用する。

第三十九条の百二十の六の見出し中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第一項中「規定する政令」を「規定する個別課税対象金額に対応するものとして政令」に、「第三項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「第三十九条の百十八第三項各号」を「第三十九条の百十八第四項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十九条の百十八第三項から第十項まで」を「第三十九条の百十八第三項から第十一項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第三十九条の百二十の七とする。

2　法第六十八条の九十三の三第一項に規定する個別部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人の部分適用対象金額を有する事業年度の所得に対して課される外国法人税の額につき、第三十九条の百十八第二項の規定の例により計算した金額とする。

第三十九条の百二十の五の次に次の一条を加える。

（特定外国法人の部分適用対象金額の計算等）

第三十九条の百二十の六　法第六十八条の九十三の二第四項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）の各事業年度の部分適用対象金額（同項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この節において同じ。）につき、第三十九条の百十七の二第一項の規定の例により計算した金額とする。

2　第三十九条の百十七の二第二項の規定は、特定所得の金額（法第六十八条の九十三の二第四項に規定する特定所得の金額をいう。以下この項において同じ。）を計算する場合において、当該特定所得の金額に係る第三十九条の十七の二第二項に規定する源泉税等の額があるときについて準用する。

3　法第六十八条の九十三の二第四項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額、同項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額につき、第三十九条の百十七の二第三項から第五項までの規定の例により計算した金額とする。

4　法第六十八条の九十三の二第四項第六号に規定する政令で定める使用料は、次の各号に掲げる特許権等（同項第六号に規定する特許権等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める使用料（特殊関係株主等である連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が当該各号に定めるものであることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限る。）とする。

一　特定外国法人が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等　当該特定外国法人が当該研究開発を主として行った場合の当該特許権等の使用料

二　特定外国法人が取得をした特許権等　当該特定外国法人が当該取得につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業（法第六十六条の六第三項に規定する特定事業を除く。次号において同じ。）の用に供している場合の当該特許権等の使用料

三　特定外国法人が使用を許諾された特許権等　当該特定外国法人が当該許諾につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業の用に供している場合の当該特許権等の使用料

5　法第六十八条の九十三の二第五項第二号に規定する政令で定める金額は、特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額（当該各事業年度の所得を課税標準として課される第三十九条の百十五第一項第二号に規定する法人所得税の額を含む。）とする。

第三十九条の百二十二の二を削り、第三十九条の百二十二の三を第三十九条の百二十二の二とする。

第三十九条の百二十三の二第六項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第八項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号」に、「これらの規定」及び「法第六十八条の百二第七項第二号及び第三号」を「同号」に、「、法第六十七条の四第四項」を「、同項」に改め、同条第九項第三号及び第四号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第十三項中「合併法人」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第十五項中「これらの規定に規定する適格分社型分割等」を「同条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は同条第六項に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改める。

第三十九条の百二十五第二項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十九条第一項及び第二項並びに第六十二条第二項」を「第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十二条の五第二項及び第五項」に、「同法第六十二条第二項」を「同法第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十二条の五第二項」に改め、同条第三項第二号イ中「同号リ」の下に「及びル」を加え、同号ロ中「第九条第一項第一号イからハまで、ホ及びヘ」を「第九条第一項第一号イからニまで、ヘ及びト」に、「同号チ」を「同号リ及びル」に改め、同条第四項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第二号中「又は適格分割型分割」を削り、「又は分割法人の適格合併等前連結事業年度等」を「の適格合併前連結事業年度等」に改め、同項第三号中「適格分社型分